

平成 19 年度登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）に係る契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく民間競争入札として実施した平成 19 年度登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）について、次のとおり契約を締結しました。

第 1 契約の相手方の概要

1 札幌法務局本局不動産登記部門及び法人登記部門

(1) 受託事業者

名称：財団法人民事法務協会

代表者氏名：小池信行

主たる事務所の所在地：東京都千代田区神田淡路町二丁目 8 番地 5

(2) 契約金額：151,305,000 円（税込み）

(3) 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

研修要領を定め、業務従事者に対して各種研修等を実施。実務経験者等を 3 名配置し、繁忙時間帯については、全業務従事者で相互支援を行い、さらにパートタイマーを 5 名配置。自己モニタリング実施要領を定め、自己モニタリングを実施し、その検証結果を業務処理体制の改善、業務従事者の資質の向上等に活用。

2 函館地方法務局本局登記部門

(1) 受託事業者

名称：財団法人民事法務協会

代表者氏名：小池信行

主たる事務所の所在地：東京都千代田区神田淡路町二丁目 8 番地 5

(2) 契約金額：87,255,000 円（税込み）

(3) 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

研修要領を定め、業務従事者に対して各種研修等を実施。実務経験者等を 2 名配置し、繁忙時間帯については、全業務従事者で相互支援を行い、さらにパートタイマーを 2 名配置。自己モニタリング実施要領を定め、自己モニタリングを実施し、その検証結果を業務処理体制の改善、業務従事者の資質の向上等に活用。

3 仙台北法務局本局不動産登記部門及び法人登記部門

(1) 受託事業者

名称：財団法人民事法務協会

代表者氏名：小池信行

主たる事務所の所在地：東京都千代田区神田淡路町二丁目 8 番地 5

- (2) 契約金額：189,000,000円（税込み）
- (3) 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要
研修要領を定め、業務従事者に対して各種研修等を実施。実務経験者等を3名配置し、繁忙時間帯については、全業務従事者で相互支援を行い、さらにパートタイマーを2名配置。自己モニタリング実施要領を定め、自己モニタリングを実施し、その検証結果を業務処理体制の改善、業務従事者の資質の向上等に活用。

4 福島地方法務局本局登記部門

- (1) 受託事業者
名称：財団法人民事法務協会
代表者氏名：小池信行
主たる事務所の所在地：東京都千代田区神田淡路町二丁目8番地5
- (2) 契約金額：90,615,000円（税込み）
- (3) 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要
研修要領を定め、業務従事者に対して各種研修等を実施。実務経験者等を2名配置し、繁忙時間帯については、全業務従事者で相互支援を行い、さらにパートタイマーを2名配置。自己モニタリング実施要領を定め、自己モニタリングを実施し、その検証結果を業務処理体制の改善、業務従事者の資質の向上等に活用。

5 水戸地方法務局本局不動産登記部門及び法人登記部門

- (1) 受託事業者
名称：財団法人民事法務協会
代表者氏名：小池信行
主たる事務所の所在地：東京都千代田区神田淡路町二丁目8番地5
- (2) 契約金額：97,650,000円（税込み）
- (3) 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要
研修要領を定め、業務従事者に対して各種研修等を実施。実務経験者等を2名配置し、繁忙時間帯については、全業務従事者で相互支援を行い、さらにパートタイマー2名を配置。自己モニタリング実施要領を定め、自己モニタリングを実施し、その検証結果を業務処理体制の改善、業務従事者の資質の向上等に活用。

6 宇都宮地方法務局本局登記部門

- (1) 受託事業者
名称：財団法人民事法務協会
代表者氏名：小池信行
主たる事務所の所在地：東京都千代田区神田淡路町二丁目8番地5
- (2) 契約金額：139,650,000円（税込み）
- (3) 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要
研修要領を定め、業務従事者に対して各種研修等を実施。実務経験者等を2名配置し、繁忙時間帯については、全業務従事者で相互支援を行い、さらにパートタイ

マー2名を配置。自己モニタリング実施要領を定め、自己モニタリングを実施し、その検証結果を業務処理体制の改善、業務従事者の資質の向上等に活用。

7 東京法務局本局不動産登記部門及び法人登記部門

(1) 受託事業者

名称：財団法人民事法務協会

代表者氏名：小池信行

主たる事務所の所在地：東京都千代田区神田淡路町二丁目8番地5

(2) 契約金額：457,800,000円（税込み）

(3) 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

研修要領を定め、業務従事者に対して各種研修等を実施。実務経験者等を6名配置し、繁忙時間帯については、全業務従事者で相互支援を行い、さらにパートタイマーを各部門に4名ずつ配置。自己モニタリング実施要領を定め、自己モニタリングを実施し、その検証結果を業務処理体制の改善、業務従事者の資質の向上等に活用。

8 横浜地方法務局本局不動産登記部門及び法人登記部門

(1) 受託事業者

名称：財団法人民事法務協会

代表者氏名：小池信行

主たる事務所の所在地：東京都千代田区神田淡路町二丁目8番地5

(2) 契約金額：189,000,000円（税込み）

(3) 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

研修要領を定め、業務従事者に対して各種研修等を実施。実務経験者等を3名配置し、繁忙時間帯については、全業務従事者で相互支援を行い、さらにパートタイマーを各部門に2名ずつ配置。自己モニタリング実施要領を定め、自己モニタリングを実施し、その検証結果を業務処理体制の改善、業務従事者の資質の向上等に活用。

9 静岡地方法務局本局不動産登記部門及び法人登記部門

(1) 受託事業者

名称：財団法人民事法務協会

代表者氏名：小池信行

主たる事務所の所在地：東京都千代田区神田淡路町二丁目8番地5

(2) 契約金額：147,000,000円（税込み）

(3) 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

研修要領を定め、業務従事者に対して各種研修等を実施。実務経験者等を2名配置し、繁忙時間帯については、全業務従事者で相互支援を行い、さらにパートタイマー4名を配置。自己モニタリング実施要領を定め、自己モニタリングを実施し、その検証結果を業務処理体制の改善、業務従事者の資質の向上等に活用。

10 甲府地方法務局本局登記部門

(1) 受託事業者

名称：財団法人民事法務協会

代表者氏名：小池信行

主たる事務所の所在地：東京都千代田区神田淡路町二丁目8番地5

(2) 契約金額：121,800,000円（税込み）

(3) 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

研修要領を定め、業務従事者に対して各種研修等を実施。実務経験者等を2名配置し、繁忙時間帯については、全業務従事者で相互支援を行い、さらにパートタイマー2名を配置。自己モニタリング実施要領を定め、自己モニタリングを実施し、その検証結果を業務処理体制の改善、業務従事者の資質の向上等に活用。

11 新潟地方法務局本局不動産登記部門及び法人登記部門

(1) 受託事業者

名称：財団法人民事法務協会

代表者氏名：小池信行

主たる事務所の所在地：東京都千代田区神田淡路町二丁目8番地5

(2) 契約金額：163,800,000円（税込み）

(3) 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

研修要領を定め、業務従事者に対して各種研修等を実施。実務経験者等を2名配置し、繁忙時間帯については、全業務従事者で相互支援を行い、さらにパートタイマー2名を配置。自己モニタリング実施要領を定め、自己モニタリングを実施し、その検証結果を業務処理体制の改善、業務従事者の資質の向上等に活用。

12 名古屋法務局本局不動産登記部門及び法人登記部門

(1) 受託事業者

名称：財団法人民事法務協会

代表者氏名：小池信行

主たる事務所の所在地：東京都千代田区神田淡路町二丁目8番地5

(2) 契約金額：252,000,000円（税込み）

(3) 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

研修要領を定め、業務従事者に対して各種研修等を実施。実務経験者等を4名配置し、繁忙時間帯については、全業務従事者で相互支援を行い、さらにパートタイマー6名を配置。自己モニタリング実施要領を定め、自己モニタリングを実施し、その検証結果を業務処理体制の改善、業務従事者の資質の向上等に活用。

13 岐阜地方法務局本局不動産登記部門及び法人登記部門

(1) 受託事業者

名称：財団法人民事法務協会

代表者氏名：小池信行

主たる事務所の所在地：東京都千代田区神田淡路町二丁目8番地5

(2) 契約金額：131,250,000円（税込み）

(3) 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

研修要領を定め、業務従事者に対して各種研修等を実施。実務経験者等を2名配置し、繁忙時間帯については、全業務従事者で相互支援を行い、さらにパートタイマー5名を配置。自己モニタリング実施要領を定め、自己モニタリングを実施し、その検証結果を業務処理体制の改善、業務従事者の資質の向上等に活用。

14 大阪法務局本局不動産登記部門及び法人登記部門

(1) 受託事業者

名称：財団法人民事法務協会

代表者氏名：小池信行

主たる事務所の所在地：東京都千代田区神田淡路町二丁目8番地5

(2) 契約金額：417,165,000円（税込み）

(3) 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

研修要領を定め、業務従事者に対して各種研修等を実施。実務経験者等を6名配置し、繁忙時間帯については、全業務従事者で相互支援を行い、さらにパートタイマーを各部門に4名ずつ配置。自己モニタリング実施要領を定め、自己モニタリングを実施し、その検証結果を業務処理体制の改善、業務従事者の資質の向上等に活用。

15 京都地方法務局本局不動産登記部門及び法人登記部門

(1) 受託事業者

名称：大澤事務所株式会社

代表者氏名：大澤忠史

主たる事務所の所在地：京都市中京区三条柳馬場西入榭屋町75番地日本生命
京都三条ビル

(2) 契約金額：174,370,350円（税込み）

(3) 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

実務経験者を2名以上配置し、実務経験者が欠員となった場合には、乙号事務管理本部から同等の実務経験者等を充当。同本部において各種研修及び定期的な内部監査を実施し、業務処理上のモニタリング及び検証等を行う。

16 神戸地方法務局本局不動産登記部門及び法人登記部門

(1) 受託事業者

名称：財団法人民事法務協会

代表者氏名：小池信行

主たる事務所の所在地：東京都千代田区神田淡路町二丁目8番地5

(2) 契約金額：189,000,000円（税込み）

(3) 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

研修要領を定め、業務従事者に対して各種研修等を実施。実務経験者等を2名配置し、繁忙時間帯については、全業務従事者で相互支援を行い、さらにパートタイマー3名を配置。自己モニタリング実施要領を定め、自己モニタリングを実施し、その検証結果を業務処理体制の改善、業務従事者の資質の向上等に活用。

17 広島法務局本局不動産登記部門及び法人登記部門

(1) 受託事業者

名称：財団法人民事法務協会

代表者氏名：小池信行

主たる事務所の所在地：東京都千代田区神田淡路町二丁目8番地5

(2) 契約金額：189,000,000円（税込み）

(3) 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

研修要領を定め、業務従事者に対して各種研修等を実施。実務経験者等を2名配置し、繁忙時間帯については、全業務従事者で相互支援を行い、さらにパートタイマー3名を配置。自己モニタリング実施要領を定め、自己モニタリングを実施し、その検証結果を業務処理体制の改善、業務従事者の資質の向上等に活用。

18 岡山地方方法務局本局不動産登記部門及び法人登記部門

(1) 受託事業者

名称：財団法人民事法務協会

代表者氏名：小池信行

主たる事務所の所在地：東京都千代田区神田淡路町二丁目8番地5

(2) 契約金額：116,550,000円（税込み）

(3) 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

研修要領を定め、業務従事者に対して各種研修等を実施。実務経験者等を2名配置し、繁忙時間帯については、全業務従事者で相互支援を行い、さらにパートタイマー2名を配置。自己モニタリング実施要領を定め、自己モニタリングを実施し、その検証結果を業務処理体制の改善、業務従事者の資質の向上等に活用。

19 高松法務局本局不動産登記部門及び法人登記部門

(1) 受託事業者

名称：財団法人民事法務協会

代表者氏名：小池信行

主たる事務所の所在地：東京都千代田区神田淡路町二丁目8番地5

(2) 契約金額：85,050,000円（税込み）

(3) 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

研修要領を定め、業務従事者に対して各種研修等を実施。実務経験者等を2名配置し、繁忙時間帯については、全業務従事者で相互支援を行い、さらにパートタイマー2名を配置。自己モニタリング実施要領を定め、自己モニタリングを実施し、

その検証結果を業務処理体制の改善，業務従事者の資質の向上等に活用。

20 高知地方法務局本局登記部門

(1) 受託事業者

名称：財団法人民事法務協会

代表者氏名：小池信行

主たる事務所の所在地：東京都千代田区神田淡路町二丁目8番地5

(2) 契約金額：98,700,000円（税込み）

(3) 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

研修要領を定め，業務従事者に対して各種研修等を実施。実務経験者等を2名配置し，繁忙時間帯については，全業務従事者で相互支援を行い，さらにパートタイマー2名を配置。自己モニタリング実施要領を定め，自己モニタリングを実施し，その検証結果を業務処理体制の改善，業務従事者の資質の向上等に活用。

21 福岡法務局本局不動産登記部門及び法人登記部門

(1) 受託事業者

名称：財団法人民事法務協会

代表者氏名：小池信行

主たる事務所の所在地：東京都千代田区神田淡路町二丁目8番地5

(2) 契約金額：256,410,000円（税込み）

(3) 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

研修要領を定め，業務従事者に対して各種研修等を実施。実務経験者等を4名配置し，繁忙時間帯については，全業務従事者で相互支援を行い，さらにパートタイマー8名を配置。自己モニタリング実施要領を定め，自己モニタリングを実施し，その検証結果を業務処理体制の改善，業務従事者の資質の向上等に活用。

22 宮崎地方法務局本局登記部門

(1) 受託事業者

名称：財団法人民事法務協会

代表者氏名：小池信行

主たる事務所の所在地：東京都千代田区神田淡路町二丁目8番地5

(2) 契約金額：115,500,000円（税込み）

(3) 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

研修要領を定め，業務従事者に対して各種研修等を実施。実務経験者等を2名配置し，繁忙時間帯については，全業務従事者で相互支援を行い，さらにパートタイマー1名を配置。自己モニタリング実施要領を定め，自己モニタリングを実施し，その検証結果を業務処理体制の改善，業務従事者の資質の向上等に活用。

第2 契約内容（第11ないし22共通）

1 民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき

民間競争入札対象公共サービスの質に関する事項

(1) 業務内容

業務内容は、「平成19年度登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）別紙2「委託業務の内容」のとおりである（別添参照）。

(2) 確保されるべき公共サービスの質

ア 利用者の満足度

法務省が別に定める実施方法（調査対象、調査日・時間、配布・回収・集計方法等）により受託事業者が四半期に1回実施する利用者アンケート調査において、下記の評価を得ること。

(ア) 同アンケートの調査項目の「総合的な満足度」において、80%以上の利用者から「満足」、「ほぼ満足」又は「普通」との評価

(イ) 同アンケートの調査項目の「証明書等の交付ないし地図等の閲覧までに要した時間」において、80%以上の利用者から「10分未満」、「20分未満」又は「30分未満」との評価

イ 各種証明書等の適正な作製・引渡し

委託業務において取り扱う各種証明書等を正しく作製するとともに、同証明書等及び印鑑カードを請求者以外の第三者に誤って引渡さないこと。

2 民間競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

3 公共サービス実施民間事業者が、民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

(1) 報告事項等

ア 報告事項

(ア) 受託事業者は、毎日の業務終了後、当日の実施状況を記載した業務報告書を作成し、編綴した登記事項証明書等交付請求書等とともに、翌開庁日に国に提出しなければならない（なお、報告すべき事項については、国と受託事業者との協議により追加することができる。）。

(イ) 受託事業者は、毎月の実施状況を記載した事業報告書を作成し、翌月7日（当該日が休日の場合は翌開庁日）までに国に提出しなければならない（なお、報告すべき事項については、国と受託事業者との協議により追加することができる。）。

(ウ) 受託事業者は、毎月の処理事件数統計表を作成し、翌月7日（当該日が休日の場合は翌開庁日）までに国に提出しなければならない。

(エ) 受託事業者は、委託業務が終了したときは、終了の日から1ヶ月以内に、委託業務に係る収支計算書及び実施に要した経費に関する報告書を国に提出しな

なければならない。

(ウ) 国は、委託業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、受託事業者に対し、委託業務の実施に関し必要な報告を求め、又は国の職員に事務所その他の施設に立ち入り、委託業務の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

立入検査をする国の職員は、検査等を行う際には、当該検査等の根拠を受託事業者に明示するとともに、当該検査等が法第26条第1項に基づくものである場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示する。

イ 指示

国は、実施要項2(4)に定める公共サービスの質が満たされない場合のほか委託業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密の保持等

ア 個人情報の取扱い等

(ア) 受託事業者は、個人情報を適正に管理するために必要な以下に掲げる措置を講じなければならない。

- a 個人情報の適正な取扱方法を具体的に定めた実施要領を策定すること。
- b 個人情報の適正な取扱方法についての研修の計画を策定し、これに基づいて委託業務に従事する職員に対して研修を実施すること。

(イ) 受託事業者は、就業規則等において、以下に掲げる事項を定めなければならない。

- a 個人情報の取扱いに係る業務に関する事項
- b 個人情報の取扱状況の点検及び監督に関する事項
- c 個人情報の取扱いに関する責任者及び委託業務に従事する職員の役割及び責任に関する事項
- d 個人情報の取扱いに関する規定に違反した委託業務に従事する職員に対する処分に関する事項

(ウ) 上記(ア)及び(イ)については、受託事業者が委託業務に関して知り得た法人の情報についても同様である。

イ 秘密の保持

(ア) 受託事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の委託業務に従事する者（以下「受託事業者等」という。）又は受託事業者等であった者は、委託業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(イ) 受託事業者等又は受託事業者等であった者は、委託業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用することとならない場合であっても、委託業務の実施に関して知り得た情報を委託業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(ウ) 上記(ア)に該当する場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(3) 契約に基づき受託事業者が講ずべき措置

ア 委託業務開始前の研修及び引継ぎの実施

(7) 研修

受託事業者は、委託業務の開始前に、委託業務に従事する者に対して、委託する業務の実施に必要な研修を実施しなければならない。

なお、登記に係る知識の習得、端末操作の指導等、必要に応じ国の職員が協力するので、その場合には、あらかじめ国に対して研修の実施計画を提出しなければならない。

(イ) 引継ぎ

国は引継ぎに必要な措置を講じるので、受託事業者は、委託業務の開始前に、現に乙号事務を実施している国又は民間事業者から、委託業務の実施に必要な引継ぎ（地紋紙、郵券等の管理帳簿及び貸与物品類の引継ぎ、統計表作成上の留意点、その他特に引き継ぐべき事項）を受けなければならない。

また、委託業務の終了に伴い受託事業者が変更する場合は、次期受託事業者に対し必要な引継ぎをしなければならない。

イ 委託業務の開始、中止及び終了

(7) 受託事業者は、締結された契約に定められた業務開始日に、確実に委託業務を開始しなければならない。

(イ) 受託事業者は、やむを得ない事情により、委託業務を中止しようとするときは、あらかじめ国の承認を受けなければならない。なお、受託事業者の責めに帰すことのできない事情により委託業務を中止する場合においては、国は、当該月の委託費（毎月、委託費の額の月割りの額を支給）を日割計算にて支給するものとする。

ウ 公正な取扱い

受託事業者は、サービスの提供について、利用者を区別することなく公正に取り扱わなければならない。

エ 利用者への勧誘等の禁止

受託事業者は、委託業務を実施するに当たって、利用者に対し、委託業務の内容を構成しない有償サービス等の利用を勧誘し、又は金品若しくは役務の提供を要求してはならない。

オ 委託業務の表示等

受託事業者は、委託業務を実施する場所において、利用者に対し、当該業務が国の委託を受けて実施されている旨を明らかとする表示をしなければならない。

カ 帳簿、書類等

受託事業者は、委託業務に係る会計に関する帳簿書類を作成し、委託業務を終了、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

キ 権利の譲渡等

(7) 受託事業者は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(イ) 受託事業者は、委託業務の実施が、第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、受託事業者の責任において、必要な措置を講じなければなら

ない。

- (ウ) 受託事業者は、委託業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。

ク 再委託

- (ア) 受託事業者は、委託業務の全部を他の民間事業者に再委託してはならない。
- (イ) 受託事業者は、委託業務の一部について再委託をしようとする場合には、再委託先に委託する業務の範囲（実務経験者等に行わせる業務の範囲を含む。）、再委託をすることの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他の運営管理の方法を明らかにした上で、国の承認を得なければならない。
- (ウ) 受託事業者は、再委託をする場合には、再委託先から必要な報告を徴収しなければならない。
- (エ) 再委託先は、実施要項 10 (2) 並びに (3) イからエ、カ及びキに掲げる事項については、受託事業者と同様の義務を負うものとする。

ケ 委託契約の内容の変更

国及び受託事業者は、委託業務の更なる質の向上を図る必要があることその他やむを得ない理由（登記所の統廃合等）により本委託契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由について、相手方の承認を得なければならない。

コ 委託契約の解除

国は、受託事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、委託契約を解除することができる。

- (ア) 偽りその他の不正の行為により落札者となったとき。
- (イ) 法第 14 条第 2 項第 3 号又は法第 15 条において準用する法第 10 条各号（第 11 号を除く。）の規定による民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- (ウ) 法第 33 条の 2 第 2 項各号に掲げる受託事業者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- (エ) 法第 20 条第 1 項の規定による契約に従って委託業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- (オ) (エ) に掲げる場合のほか、法第 20 条第 1 項の契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- (カ) 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して回答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (キ) 法令又は契約に基づく指示に違反したとき。
- (ク) 受託事業者等が、法令又は契約に違反して、委託業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- (ケ) 受託事業者等が、法令又は契約に違反して、委託業務の実施に関して知り得た情報を目的外に利用したとき。
- (コ) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったと

き。

(サ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

(シ) 法第33条の2第8項の規定による契約の解除の事由に該当したとき。

サ 委託費の返還

上記コに該当し、契約を解除した場合には、国は民間事業者に対し、委託費の全部又は一部の返還を求めることができる。この場合においては、その額につき年100分の5の割合で委託費支給の日から返還の日までの日数により計算した延滞金の納付を求めることができる。

シ 委託契約の解釈

委託契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、国と受託事業者で協議する。

4 公共サービス実施民間事業者が民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項

(1) 受託事業者は、委託業務を実施するに当たり、受託事業者（その者が法人である場合にあつては、その役員）の故意又は過失により第三者に損害を与えたときは、当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする。この場合、当該損害について国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該受託事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(2) 受託事業者は、委託業務を実施するに当たり、受託事業者（その者が法人である場合にあつては、その役員。受託事業者の履行補助者も含む。）の故意又は過失により国に損害を与えたときは、当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする（ただし、当該損害の発生につき、国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該国の過失割合に応じた部分を除く。）。

委託業務の内容

民間事業者が行う具体的事務の内容は、以下のとおりである。

1 民間事業者が行うべき業務の具体的内容

(1) 登記事項証明書等の交付に係る事務

ア 受付

(ア) 窓口請求（登記所の窓口において直接請求がされた場合）

登記事項証明書等交付請求書の受領，印鑑カードの受領（印鑑証明書請求の場合），請求の具体的理由の確認（公用請求の場合），手数料分の登記印紙の貼付状況の確認並びに消印及びタイムスタンプ処理

(イ) 郵送請求（郵送により登記所に請求がされた場合）

登記事項証明書等交付請求書の受領，印鑑カードの受領（印鑑証明書請求の場合），請求の具体的理由の確認（公用請求の場合），手数料分の登記印紙の貼付状況の確認，消印の処理及び郵券の確認

(ウ) オンライン請求（インターネットを利用して登記所に請求がされた場合）

請求の有無に係る確認，請求情報の取得・確認，手数料の納付の確認，署名検証の確認（印鑑証明書請求の場合）

イ 作製

(ア) 窓口請求・郵送請求

a 電子化されたもの

請求情報の乙号事務処理用端末への入力，請求物件等の特定，認証文の付された登記事項証明書等の出力指示及び内容の確認，証明を請求する事項を記載した書面と登記事項等の照合

b 電子化されていないもの

(a) 複写機により謄抄本，写しを作成するもの

簿冊等の搬出入，複写，認証文等の付記，公印の押印（せん孔を含む。）及び内容の確認

(b) 証明を請求する事項を記載した書面と登記事項を照合するもの

簿冊の搬出入，証明を請求する事項を記載した書面と登記事項等の照合，認証文の付記及び公印の押印（せん孔を含む。）（登記事項に関する証明書請求の場合）

(イ) オンライン請求

認証文の付された登記事項証明書等の出力指示及び内容の確認

(ウ) 証明書発行請求機による請求

出力された登記事項証明書等の内容の確認

ウ 引渡し

(ア) 窓口請求

不足手数料分の登記印紙の受領，消印の処理，印鑑カードの返却（印

鑑証明書請求の場合), 引渡し

(イ) 郵送請求・オンライン請求

不足手数料分の登記印紙の追加送付連絡(郵送請求のみ), 発送手続(印鑑カードの返却を含む。)

(ウ) 証明書発行請求機による請求(設置庁のみ)

整理番号票の受領, 印鑑カードの確認(印鑑証明書請求の場合), 手数料分の登記印紙の受領, 消印の処理, 引渡し

(2) 閲覧に係る事務

ア 受付

閲覧請求書の受領, 請求の具体的理由の確認(公用請求の場合), 手数料分の登記印紙の貼付状況の確認及び消印, タイムスタンプ処理

イ 閲覧の実施

簿冊等の搬出入, 引渡し, 監視, 返却された簿冊等の受領, 点検

(3) その他の事務

乙号事務に係る利用者からの質問への窓口対応及び電話対応(管轄案内, 道案内, 登記事項証明書等の記載事項に係る説明, 住居表示番号による地番・家屋番号照会への対応, 処理状況確認への対応等), 不正行為者への初期的対応, タイムスタンプ欠番記録簿への記録

(4) 管理業務

登記事項証明書の交付等の委託業務の進捗管理, サービス及び成果物の品質管理, 苦情・相談対応, 職員との連絡調整, 登記事項証明書交付等請求書類の手数料額と貼付登記印紙の確認・編綴・職員への引渡し, 乙号事務処理用端末及び複合認証機の起動及び終了又は停止, 証明する登記官の名前及び日付の出力確認, 職員から貸与を受けた公印の適正な使用及び保管, 職員から払出しを受けた地紋紙(証明専用の特殊用紙)・印鑑証明書の専用紙の適正な使用及び保管, 法務局又は地方法務局への業務報告書(毎日)・処理事件数統計表(毎月)の作成及び提出等

(5) 付随事務

ア 執務室及び窓口の整理整頓等乙号事務処理に当たっての準備作業

イ 使用設備の故障時の業者への連絡

2 職員と連携して受託事業者が処理する事務

(1) システム障害発生時における対応

(2) 登記申請と同時に登記事項証明書等の請求がされた場合の対応(本取扱いを認めている登記所に限る。)